

留萌海区における海区漁場計画

北海道告示第10758号

留萌海区漁場計画の変更の内容

留萌海区漁場計画の次の事項を廃止・追加する。

留萌海区漁場計画（第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

※下記を除く漁業権については、現漁場計画（令和5年北海道告示第10849号樹立、同第11331号変更）の内容から変更ないため記載を省略する。

【廃止】

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(53)	初さけ定第1号	苫前郡初山別村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、 漁業の名称、条件）
(54)	初さけ定第2号	苫前郡初山別村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、 漁業の名称、条件）

【追加】

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(61)	初さけ定第3号	苫前郡初山別村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、 漁業の名称、条件）
(62)	初さけ定第4号	苫前郡初山別村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、 漁業の名称、条件）

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

留萌海区漁場計画変更

別紙(条件)

	区分	漁場番号	条件
【廃止】	(53)	初さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
【廃止】	(54)	初さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
【追加】	(61)	初さけ定第3号	(3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。
【追加】	(62)	初さけ定第4号	(4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。
			(5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
			(6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。
			(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。